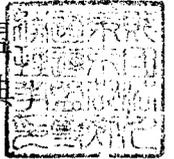


東剣連発第155号

平成20年6月19日

理事
監事 殿
団体会長

(財)東京都剣道連盟
副会長兼専務理事 岡村 忠典



稽古における事故防止について

最近、加盟団体の責任ある立場にある指導者の迎え突き等の荒稽古により、二件の傷害事故が起きております。その指導者は役職を辞任し反省しておりますが、被害者は、その後遺症で、職業上でも私生活の上でも大変ご苦労されております。

「健康の維持増進」は剣道の目的の一つでもあります。そしてそれは、自分のためだけではなく、相手の健康を守ることも含まれています。

「知のない剣道は暴力である」といわれます。知性・理性に裏打ちされた稽古でなければなりません。また「この方と稽古して良かった。厳しかったけどまたお願いしたいなあ」、あるいは「今日拝見した立ち合いはすばらしかった。学ぶものがたくさんあった」などと感性的にも好感がもてるものでありたいと思います。それでこそ人間形成に役立つ稽古といえるのではないのでしょうか。

これを機に、稽古における事故防止に全力で努力され、良い稽古に心懸けて下さいますよう、また会員の皆様にその旨お伝え下さいますようお願い申し上げます。

なお、この件は被害者及びその加盟団体から「この報告を具体的事例として、今後の事故防止に役立てて欲しい」と申し出ておられることを申し添えておきます。